

第3節 火の使用に関する制限等

（喫煙等）

第27条 次に掲げる場所で消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防署長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- （1）劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席
 - （2）百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分
 - （3）文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定により重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
 - （4）第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所
- 2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他見やすい2以上の箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。
- 3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。
- （1）当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の消防署長が火災予防上必要と認める措置
 - （2）前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く。）
- 4 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに、客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。
- 5 前項の喫煙所の床面積の合計は、各階ごとの客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防署長が当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 第1項の消防長が指定する場所において、第2項から第4項までの規定により設ける標識（第2項に規定する「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を除く。）と併せて図記号による標識を設けるときは、当該図記号による標識の規格は、市長が別に定めるものとしなければならない。
- 7 第1項の消防長が指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕、一部改正〔平成16年条例第33号〕、一部改正〔令和5年条例第19号〕

【趣旨】

本条は、火災が発生した場合、人命危険の生ずるおそれのある不特定多数の者が出入りする場所及び歴史的な財産である重要文化財等である建造物での火災発生の防止と火災発生時における急激な延焼拡大を防止するために必要な火気及び危険物品の持込み等の制限について定めたものである。

本条については、昭和 26 年の制定当時、多数の市民、国民に喫煙の習慣があったことから、防火対象物の全ての場所を禁煙にすることが現実的ではなかったため、防火対象物の一部に喫煙所を設けることにより、火災予防に資することとしたものであるが、その後、喫煙率の低下等の状況を鑑みると、喫煙所の設置の義務付けが必ずしも適当ではないことから、「火災予防条例（例）の一部改正について」（平成 15 年 12 月 18 日付け消防予第 319 号・消防安第 237 号通知）の内容を踏まえ、平成 16 年に条例を一部改正している。また、令和 5 年に通知（令和 5 年 2 月 21 日付け消防予第 59 号）された内容を踏まえ、「喫煙所」と表示した標識については条例を一部改正、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号については規則を一部改正（令和 5 年規則第 37 号）している。

【解説】

- 1 第 1 項の規定は、不特定多数の者が出入りする場所並びに重要文化財等である建造物の内部及び周囲での喫煙、裸火使用及び火災予防上危険な物品（以下、本条【解説】において「危険物品」という。）の持込みを禁止した規定である。
- 2 「消防長が指定する場所」について、札幌市では「札幌市火災予防条例第 27 条第 1 項の規定に基づき消防長が指定する場所」（平成 4 年札幌市消防局告示第 15 号）において、以下に掲げる場所を指定している。
 - （1）喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所
 - ア 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の舞台（大道具室、小道具室及びならくを含む。）及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及び喫煙設備のある客席を除く。）

※ 「ならく」（奈落）とは、劇場で、舞台や花道の床下の空間のことをいう。
 - イ 公会堂又は集会場の舞台（大道具室、小道具室及びならくを含む。）及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）
 - ウ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、旅館又はホテルの舞台（大道具室、小道具室及びならくを含む。）
 - エ 百貨店又は大規模な小売店舗（延べ面積 1,000 平方メートル以上のもの）の売場その他通常顧客の利用する部分
 - オ 展示場で公衆の出入りする部分（喫煙にあつては、喫煙設備のある場所を除く。）
 - カ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
 - キ 自動車車庫、駐車場その他駐車のために供される場所であつて、政令第 13 条第 1 項の規定により同項の表に規定する消火設備を設置すべきものとされているもの
 - ク 地下街の物品販売業を営む店舗の売場及び地下道（喫煙にあつては、喫煙設備のある場所を除く。）
 - ケ 建築物の地階（地下街の各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものの物品販売業を営む店舗の売場及び当該地下道（喫煙にあつては、喫煙設備のある場所を除く。）
 - コ 文化財として指定された建造物の内部（居住、管理その他これらに類するものの用に供される部分を除く。）又は周囲
 - （2）危険物品を持ち込んで서는ならない場所
 - ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（（1）ア及びイに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分
 - イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の公衆の出入りする部分

【第27条（喫煙等）】

ウ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗車又は待合の用に供する建築物に限る。）

3 「消防長が指定する場所に持ち込んではならない火災予防上危険な物品」は、規則第10条により次のとおり定められている。ただし、通常携帯するもので軽易なものは、当該規定から除かれている。

（1）法別表第1に掲げる危険物及び別表第5に掲げる指定可燃物のうち、可燃性固体類及び可燃性液体類

（2）一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1号に掲げる可燃性ガス

（3）火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類

また、喫煙、裸火使用又は危険物品の持込禁止場所において、裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込もうとするときは、規則様式3に定める裸火使用・危険物品持込申請書を所轄消防署長に提出し、承認を受けなければならない。

4 第1項第3号の「重要文化財」とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が条例で定めるところにより指定したものをいう。

5 第2項の標識は、規則第15条（別表）に基づき、色は地が赤で文字を白とし、大きさは幅25センチメートル以上、長さ50センチメートル以上となっている。



禁煙の標識



火気厳禁の標識



危険物品持込み厳禁の標識

6 第3項は、第1項の消防長が指定する場所を有する防火対象物の関係者は、当該防火対象物において全面的に喫煙が禁止されているか否かによって、標識の設置、吸い殻容器を設けた喫煙所の設置、火災予防上必要と認める措置をとることとなっている。標識は、第1号に規定する防火対象物内において全面的に、又は劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識は、規則第15条（別表）に基づき、色は地が赤で文字を白とし、大きさは幅25センチメートル以上、長さ50センチメートル以上となっており、様式形状は「禁煙」の標識に準じて消防長が定めるものとなっている。また、第2号に規定する喫煙所である旨の標識（以下「喫煙所標識」という。）は、色は地が白で文字を黒とし、大きさは幅10センチメートル以上、長さ30センチメートル以上となっている。なお、健康増進法（平成14年法律第103号）で求められる喫煙専用室標識を設ける場合においては、類似した標識である喫煙所標識の設置を義務付ける必要がないことから、この場合は喫煙所標識の設置を不要としている。



第3項第1号の全面禁煙の標識



第3項第2号の喫煙所の標識



健康増進法の標識（例）

【第27条（喫煙等）】

- 7 第5項は、劇場等に設ける喫煙所の目安を定めたものであり、通行、避難の障害とならない部分に当該場所を設けることとしている。
- 8 第6項は、第1項の消防長が指定する場所において、第2項から第4項までの規定により設ける標識（第2項に規定する「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を除く。）と併せて図記号による標識を設けるときは、当該図記号による標識の規格は、市長が別に定めるものとしなければならないと規定している。これを受けて、規則第15条（別表）に基づき、「禁煙」の図記号による標識（防火対象物内又は劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の図記号による標識を含む。）又は「火気厳禁」の図記号による標識は国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」の図記号に標識は国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならないとしている。
- 9 第7項は、禁止場所において、禁止されている行為をしようとする場合における関係者の制止義務を規定したものである。なお、本項における関係者とは、所有者、管理者又は占有者のことである。
- 10 関係者の制止義務は、従業員等を通じて行われるのが一般的であるが、従業員等自身には制止義務は課せられておらず、従業員等が制止を怠った場合、自己の制止義務について従業員等を通じて適正に行っていない関係者が、この規定の制約を受ける。なお、ここでいう「制止」とは、喫煙等の禁止行為を行っている者に対し、喫煙等を行ってはならないこと、又は所定の場所で喫煙等を行うよう知らせることであり、実力により行為を阻止するものではない。制止の方法は、喫煙等を行っている者に対し、直接又は放送設備等を通して行ってもよい。
- 11 札幌市では、本条の実効性を向上し、効果的に運用するために、「札幌市火災予防条例第27条の運用基準」（平成4年8月25日札幌市消防局予防部長決裁）を定めるとともに、当該基準の解説を作成している。内容については、以下のとおりである。

札幌市火災予防条例第 27 条の運用基準

（趣旨）

第 1 この基準は、札幌市火災予防条例（昭和 48 年条例第 34 号。以下「条例」という。）第 27 条の規定の運用に係る必要な事項及び同条第 1 項ただし書の規定により消防署長が火災予防上支障ないと認める基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 この基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

- （1）指定場所 平成 4 年消防局告示第 15 号に掲げる場所をいう。
- （2）禁止行為 指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込む行為をいう。
- （3）解除承認 札幌市火災予防規則（昭和 48 年規則第 64 号。以下「規則」という。）第 10 条第 2 項の規定による申請があった場合に、この基準に適合するものとして消防署長が禁止行為を解除することをいう。
- （4）喫煙設備 安定性のある吸殻容器をいう。
- （5）裸火 酸化反応を伴う赤熱部又はこれにより発する炎が直接外部に露出している火（暖房を目的として用いる設備・器具の火を除く。）をいう。
- （6）危険物品 規則第 10 条第 1 項に規定する物品をいう。
- （7）準地下街 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1（16 の 3）項に掲げる防火対象物をいう。
- （8）連続式店舗 建築物の同一階において、共用通路に面してそれぞれ独立して区画された物品販売業を営む店舗（物品加工修理業を営む店舗を含む。）又は飲食店（喫茶店を含む。）が集合したもの（地下街、準地下街に該当するものを除く。）をいう。
- （9）全面禁煙 防火対象物内において全面的に喫煙を禁止する場合をいう。
- （10）階 禁 煙 劇場等の一部の階において喫煙を禁止する場合をいう。
- （11）全面禁煙等 全面禁煙、階禁煙又は劇場等において喫煙所の面積を減ずる場合をいう。

（指定場所の範囲等）

第 3 指定場所の範囲は、次に定めるところによる。

- （1）舞台 客に演技等を観せるために設けられた舞台、ならく及び袖部分の他に、これらに接続した大道具室、小道具室及び舞台と一体をなす楽屋又は控え室等を含むものとする。
- （2）客席 客席のほか、客席内の通路を含むものとする。
- （3）売場 次のアからカまでに掲げる部分とする。
 - ア 物品販売部分
 - イ 物品販売部分間の通路
 - ウ ショールーム等
 - エ サービス施設
 - オ 物品加工修理場
 - カ その他の部分
- （4）通常顧客の利用する部分 次のアからウまでに掲げる部分とする。
 - ア 飲食店等
 - イ 兼営事業部分
 - ウ 顧客の出入りする部分
- （5）撮影用セットを設ける部分 スタジオ内の客席部分を含むものとする。
- （6）文化財に指定された建造物の内部 当該建築物の内部全体とする。ただし、居住、管理その他これらに類するものの用に供される部分は除くものとする。

（7）文化財に指定された建造物の周囲 当該建築物の敷地内全体とする。ただし、敷地内全域を指定することが社会通念上妥当性を欠く場合については、周囲 10 メートル以内（敷地以外の部分を除く。）の範囲とする。

（8）公衆の出入りする部分 主として不特定多数の者の利用に供される部分とする。

2 指定場所の適用について、次の場合には、それぞれ別の防火対象物とみなして取り扱うものとする。

（1）防火対象物が、開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている場合の当該場所

（2）建築物相互が渡り廊下等（昭和 50 年 3 月 5 日付け消防安第 26 号に適合する渡り廊下等をいう。）で接続されている場合の当該建築物

（禁止行為の範囲）

第 4 禁止行為の範囲は次に定めるところによる。

（1）喫煙

喫煙の際に用いるライター及びマッチ等の点火は、喫煙の一連の行為に含むものとする。

（2）裸火の使用

電気を熱源とする器具については、アーク又は火花を発するもの並びにニクロム線が外部に露出しているものとする。

（3）危険物品の持込み

次に掲げる行為は、危険物品の持込みには含まないものとする。

ア 危険物品に該当する商品（試供品及びサンプルを含む。）を陳列し、又は販売するために持ち込む行為

イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店において、従業員の監視の下にキャンドル（可燃性固体類に限る。）又は料理用固形燃料を使用するために持ち込む行為

ウ 展示場において、危険物品に該当する製品を展示する行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等の容器に密閉されたものに限る。）

エ 車両等を展示する行為（運行又は稼働を伴うものを除く。）

オ 潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み、又は使用する行為

カ 動植物油を調理のために使用する行為（揚げ物等に使用する場合を除く。）

キ 日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為

ク 日常の衛生管理用に手指消毒用アルコール等の危険物品を使用する行為

ケ がん具煙火のうち、クリスマスクラッカー、平玉又は巻玉を消費するために持ち込む行為
（解除承認の範囲）

第 5 解除承認の範囲は、一の階をその範囲とする。ただし、次の場合には、それぞれを一の解除承認の範囲とする。

（1）煙感知器又は熱感知器連動の防火戸（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）で区画されている場合はその区画内の部分

（2）耐火構造の壁及び床で区画され、開口部に防火戸が設置されている店舗についてはその区画内の部分

（3）連続式店舗及び地下街の店舗については各店舗

（4）キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店については、各店舗
（解除承認の条件）

第 6 規則第 10 条第 2 項の規定により申請がなされた場合は、次によること。

（1）別表 A から別表 D までに定める指定場所及び禁止行為の種別に応じて、それぞれの解除承認の条件に適合する場合に承認するものとする。

（2）禁止行為に係る設備・器具及び容器等が条例その他関係法令に定める基準に適合しているこ

と。

（3）承認範囲内の消防用設備等が関係法令等の技術上の基準に従って設置及び維持管理されていること。

（4）承認範囲内にあっては、防火管理者が選任され、かつ、消防計画が作成されていること。

（解除承認の期間）

第 7 解除承認の期間は、当該行為の必要な期間とする。ただし、営業上やむを得ないと認められるときは、最長 1 年とする。

（消火器具の設置）

第 8 別表 A から別表 D までの承認条件に係る消火器具の設置にあたっては、令第 10 条及び条例第 41 条の規定に基づき設置される消火器具とは別に令別表第 2 において、その消火に適応するとされている消火器具を附加して設置すること。

（解除承認の特例）

第 9 消防署長は、解除承認に際し、位置、構造、設備・器具及び管理若しくは取り扱い等の状況から判断して、火災の発生のおそれが著しく少ないと認める場合又は特に必要があると認める場合は、予防部長と協議のうえこの基準を適用しないことができるものとする。

（喫煙所の設置）

第 10 条例第 27 条第 3 項第 2 号及び第 4 項の規定により設ける喫煙所については、次に定めるところによる。

（1）エスカレーター、避難口、避難器具設置場所の周囲又は階段室内、廊下、通路等の通行の用に供する部分に設けないこと。

（2）危険物品又は易燃性の可燃物を取り扱い又は展示する場所付近には設けないこと。

（3）百貨店等に設ける場合には、色分け等により他の部分と明確に区別すること。

（4）喫煙所の周囲を区画する場合には、難燃材料又は不燃性の材料を用いること。

（禁止場所等の標識の位置）

第 11 条例第 27 条第 2 項の規定により設ける標識は、原則として次に掲げる箇所に設置すること。なお、防火対象物の実情に応じ、設置方法、標識数及び標識の規格については景観を配慮したものとすることができるものとする。

（1）「禁煙」の標識（全面禁煙又は階禁煙により設ける標識を使用することができる。）

ア 客席の前面等の見やすい箇所

イ 指定場所の形態等を考慮して特に必要とされる箇所

（2）「火気厳禁」の標識

ア 客席の前面等の見やすい箇所

イ 指定場所の形態等を考慮して特に必要とされる箇所

（3）「危険物品持込み厳禁」の標識

指定場所の出入口の見やすい箇所

（4）「喫煙所」の標識

喫煙所が設置されている付近の見やすい箇所

（喫煙の申請）

第 12 条例第 27 条第 1 項ただし書の規定による喫煙の解除承認の申請については、規則第 10 条第 2 項の規定を準用するものとする。

（全面禁煙等の措置）

第 13 条例第 27 条第 3 項第 1 号及び第 4 項ただし書の消防署長が火災予防上必要と認める措置は、次に定めるところによる。ただし、防火対象物の使用形態等から判断して、一部の措置を免除することができるものとする。

（1）定期的な館内巡回による全面禁煙等の確保

- (2) 定期的な館内放送による全面禁煙等の周知
- (3) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防署長が火災予防上必要と認める措置
(消防長が定める標識の様式等)

第 14 規則別表に定める「付図 3 の禁煙の標識に準じて消防長が定めるもの」は、次に定めるところによる。なお、当該標識は、防火対象物の実態等に応じた箇所に設置することとする。

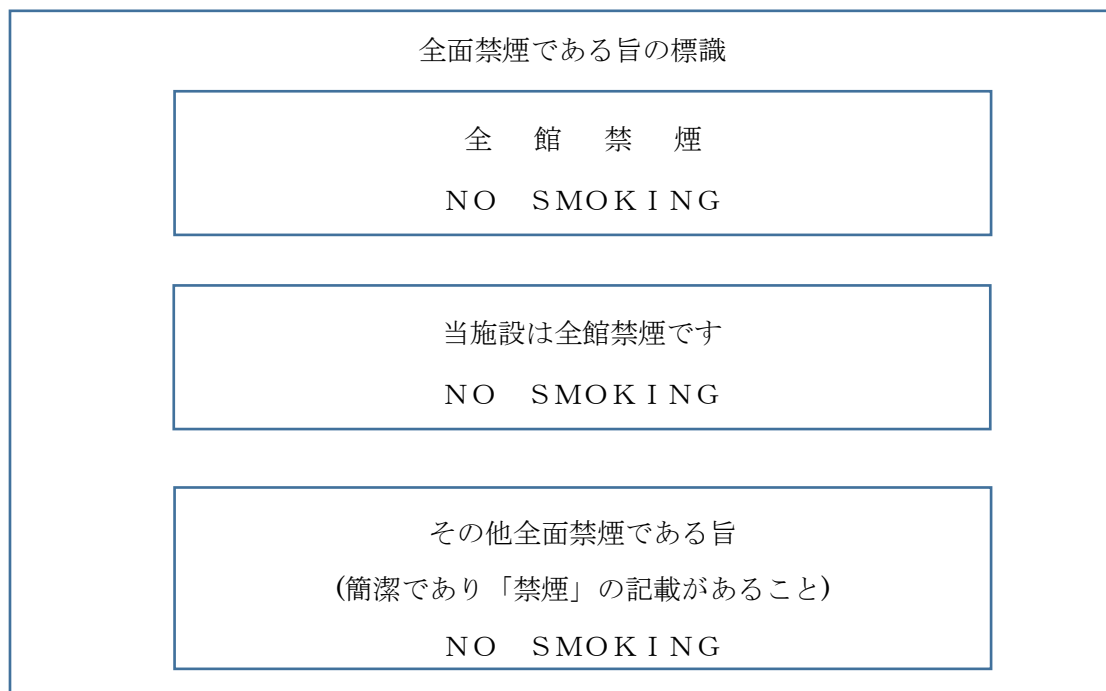
- (1) 全面禁煙である旨の標識 別図 1 のとおりとする。
- (2) 階禁煙である旨の標識 別図 2 のとおりとする。
(喫煙所の面積)

第 15 条例第 27 条第 5 項ただし書の判断基準は、次に定めるところによる。

- (1) 当該防火対象物で行われる興行等が、幼児又は児童等を対象としたものであるなど明らかに喫煙者が少ないと判断される場合
- (2) 設置され又は設置する全ての喫煙所の最大利用者数などから、条例第 27 条第 5 項の規定による面積を減じても支障ないと認められる場合
(全面禁煙等の届出)

第 16 当該防火対象物の関係者から全面禁煙等の申出があった場合については、当該防火対象物の消防計画にそれぞれの措置等を明示させ、届出させるものとする。

別図 1



別図 2

階禁煙である旨の標識

こ の 階 禁 煙
NO SMOKING

この階は禁煙です
NO SMOKING

その他階禁煙である旨
（簡潔であり「禁煙」の記載があること）
NO SMOKING

解除承認の適用及び承認条件

別表A

指定場所			禁止行為 の種別	禁止行為別承認条件	
主たる指 定場所	用途	摘要			
劇場 映画館 演芸場 観覧場	舞台	大道具室、小道具室及びならくを含む不燃区画されていない楽屋等を含む	喫煙	喫煙	- 幕類及び大道具類が防炎処理されていること。 - 避難上又は通行上支障がなく、防火管理者等が常時監視できる位置であること。 - 喫煙設備が設けられていること。 - 消火器具が設けられていること。
	客席	喫煙にあつては、屋外の客席及び喫煙設備のある客席を除く 裸火及び危険物品について、解除不承認とする	裸火 危険物品	裸	- 位置 - 避難上又は通行上支障のない位置とすること。 - 周囲及び上方の可燃物から安全な距離を確保できる位置とすること。 - 可燃物の転倒又は落下のおそれのない位置とすること。 - 出入口、階段（階段室を含む。）、避難器具（渡り廊下を含む。）から水平距離で6メートル以上の距離を確保すること。 - 措置 - 幕類及び大道具類が防炎処理されていること。 - 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。 - 使用者が、裸火の使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 - 消火器具が設けられていること。 - 範囲等 - 電気を熱源とする火気使用器具 - 器具の特性及び性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。 - 電気配線は、関係法令に基づき適正に施工されていること。 - 気体燃料を使用する火気設備・器具（舞台上での使用は、燃料容器持ち込み型のもののみを解除承認の対象とする。） - 設備・器具の特性及び性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。 - 燃料消費量は、総消費量が175キロワット毎時以下であること。 - ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（燃料容器持ち込み型のものを除く。） - 固体燃料を使用する火気設備・器具 - 木炭、煉炭又は豆炭を使用する場合は、1日の消費量が、木炭で15キログラム、煉炭で10キログラム、豆炭で5キログラム以内であること。 - その他の裸火 - 特性及び性能が明確であること。 - 使用量は、演技上又は演出上必要最小限とすること。 - 火花を発するものは、当該火花の飛散距離が2メートル以内のものとすること。
	公衆の 出入り する部 分		危険物品	火	
公会堂 集会場	舞台	大道具室、小道具室及びならくを含む不燃区画されていない楽屋等を含む	喫煙	火	
	客席	喫煙にあつては、屋外の客席及び喫煙設備のある客席を除く 裸火及び危険物品について、解除不承認とする	裸火 危険物品		

【第 27 条（喫煙等）】

	公衆の 出入り する部 分		危険物品		エ 火炎を有するものは、火炎の長さが 20 センチメートル以内のものであること。 オ 燃焼に際し、引火又は着火のおそれのないものであること。 カ 燃焼に際し、火の粉又は余じんを発生しないものであること。
キャバレー ナイトクラブ ダンスホール 飲食店	舞台	大道具室、小道具室及びならくを含む不燃区画されていない楽屋等を含む	喫煙 裸火 危険物品	危 険 物 品	1 位置 (1) 避難上又は通行上支障のない位置とすること。 (2) 転倒又は落下のおそれのない位置とすること。 (3) 出入口、階段（階段室を含む。）、避難器具（渡り廊下を含む。）から水平距離で 6 メートル以上の距離を確保すること。 (4) 火気使用場所から水平距離で 5 メートル以上の距離を確保すること。 2 措置 (1) 幕類及び大道具類が防災処理されていること。 (2) 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。 (3) 濃煙又は濃霧を発生するもので、引火性物品を使用するものは、安全な距離を確保できる位置とすること。 (4) 消火器具が設けられていること。 3 範囲等 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 3 に定める数量の 10 分の 1 未満とする。（舞台又はスタジオ内のみを解除承認の対象とする。） (2) 指定可燃物 可燃性固体類及び可燃性液体類で条例別表第 5 に定める数量の 10 分の 1 未満とする。 (3) 可燃性ガス 高压ガス充てん容器の内容積 20 リットル未満に相当する量以下とする。 (4) 火薬類（舞台又はスタジオ内のみを解除承認の対象とする。） ア 火薬又は爆薬の消費については、1 回の使用につき下表の量以下とすること。
カフェー	公衆の 出入り する部 分		危険物品		
旅館 ホテル	舞台	大道具室、小道具室及びならくを含む不燃区画されていない楽屋等を含む	喫煙		
映画スタジオ テレビスタジオ	撮影用 セット を設ける部分	スタジオ内の客席部分を含む客席部分の裸火及び危険物品については、解除不承認とする	裸火 危険物品		
					イ 煙霧発生機器（スモークマシン等をいう。）は、機器の特性及び機能等が明確であるとともに、安全性が確認されており、かつ、当該機器に対する知識、技能を有する者が取り扱うものとする。（危険物第 1 石油類及び第 2 石油類を使用するものは、屋内では解除承認しない。）

別表 B

指定場所			禁止行為 の種別	禁止行為別承認条件	
主たる指 定場所	用途	摘要			
百貨店及 び大規模 な小売店 舗	売場			喫 煙	1 避難上又は通行上支障がなく、防火管理 者等が常時監視できる位置であること。 2 階段室内、エスカレーターの防火区画 内、避難口の周囲、避難器具の周囲若しく は廊下又は通行の用に供する部分でない こと。 3 危険物品その他の易燃性の可燃物を取 り扱い又は展示する場所でないこと。 4 喫煙設備が設けられていること。 5 消火器具が設けられていること。
	通常顧 客の利用 する部 分				1 位置 (1) 避難上又は通行上支障のない位置と すること。 (2) 周囲及び上方の可燃物から安全な距 離を確保できる位置とすること。 (3) 可燃物の転倒又は落下のおそれのない 位置とすること。 (4) 出入口、階段（階段室を含む。）、避難 器具（渡り廊下を含む。）から水平距離 で6メートル以上の距離を確保すること。 (5) 危険物品その他の易燃性の可燃物か ら水平距離で5メートル以上の距離を 確保すること。（不燃材料等で有効に遮 へいする等の措置を講じた場合は除 く。）
展示場	公衆の 出入り する部 分	喫煙にあ っては、喫 煙設備の ある場所 を除く	喫煙	裸	2 措置 (1) 防火管理者等による監視、消火及び使 用後の点検等の体制が講じられている こと。 (2) 使用者が、裸火の使用を容易に停止で きる措置が講じられていること。 (3) 裸火の使用場所の広さは、一の承認範 囲の売場又は展示場部分の面積の30 分の1以下であること。 (4) 裸火の使用場所において、危険物を煮 沸し て食品加工を行うものは、不燃性 の天蓋及びその排気筒が、屋外に通ずる ように設けられていること。 (5) 裸火の使用場所は、商品受け渡し又は 作業（調理加工操作）等のために必要な 部分を除き不燃材料等で遮へいされて いること。なお、遮へいの高さについて は、火気使用器具が一般用（入力12キ ロワット毎時以下のもの）にあっては器 具上方60センチメートル以上、業務用 （入力12キロワット毎時を超えるも の）にあっては器具上方100センチメー トル以上とする。 (6) 消火器具が設けられていること。
	物品販 売業を 営む店 舗の売 場		裸火		火
	地下街	地下道			
		喫煙にあ っては、喫 煙設備の ある場所 を除く 裸火及び 危険物品 について は、解除不 承認とす る	危険物品		

準地下街	物品販売業を営む店舗の売場（地下階に限る。）				イ 電気配線は、関係法令に基づき適正に施工されていること。 (2) 気体燃料を使用する火気設備・器具 ア 設備・器具の特性及び性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。 イ 燃料消費量は、総消費量が 175 キロワット毎時以下であること。 ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（燃料容器持ち込み型のものを除く。） エ 燃料を配管により供給するものにあつては、区画外から供給を遮断することができる手動停止装置が設けられていること。 (3) 固体燃料を使用する火気設備・器具 木炭、煉炭又は豆炭を使用する場合は、1 日の消費量が、木炭で 15 キログラム、煉炭で 10 キログラム、豆炭で 5 キログラム以内であること。
	地下道	喫煙にあつては、喫煙設備のある場所を除く 裸火及び危険物品については、解除不承認とする			1 位置 (1) 避難上又は通行上支障のない位置とすること。 (2) 転倒又は落下のおそれのない位置とすること。 (3) 出入口、階段（階段室を含む。）、避難器具（渡り廊下を含む。）から水平距離で 6 メートル以上の距離を確保すること。 (4) 火気使用場所から水平距離で 5 メートル以上の距離を確保すること。 2 措置 (1) 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。 (2) 消火器具が設けられていること。 3 範囲等 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第 3 に定める数量の 10 分の 1 未満とする。 (2) 指定可燃物 可燃性固体類及び可燃性液体類で条例別表第 5 に定める数量の 10 分の 1 未満とする。 (3) 可燃性ガス 高圧ガス充てん容器の内容積 20 リットル未満に相当する量以下とする。
自動車車庫 駐車場 駐車の用に供されるもの	令第 13 条第 1 項に該当するもの				

別表 C

指定場所			禁止行為 の種別	禁止行為別承認条件	
主たる指 定場所	用途	摘要			
車輛の停 車場 船舶の発 着場 航空機の 発着場	停 車 場 又 は 発 着 場 の 用 に 供 す る 部 分	乗車又 は待合 の用に 供する 建築物 に限る	危険物品	危険物品	1 位置 (1) 避難上又は通行上支障のない位置とすること。 (2) 転倒又は落下のおそれのない位置とすること。 (3) 出入口、階段（階段室を含む。）、避難器具（渡り廊下を含む。）から水平距離で 6 メートル以上の距離を確保すること。 (4) 火気使用場所から水平距離で 5 メートル以上の距離を確保すること。 2 措置 (1) 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。 (2) 消火器具が設けられていること。 3 範囲等 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第 3 に定める数量の 10 分の 1 未満とする。 (2) 指定可燃物 可燃性固体類及び可燃性液体類で条例別表第 5 に定める数量の 10 分の 1 未満とする。 (3) 可燃性ガス 高圧ガス充てん容器の内容積 20 リットル未満に相当する量以下とする。

別表D

指定場所			禁止行為 の種別	禁止行為別承認条件	
主たる指 定場所	用途	摘要			
文化財に 指定され た建造物	内部	居住、管理 その他これ らに類する ものの用に 供される部 分、宗教的、 伝統的行事 の用に供す る部分を除く	喫煙	喫煙	1 じゅうたん等が防炎処理されていること。（内部に限る。） 2 防火管理者等が常時監視できる位置であること。 3 喫煙設備が設けられていること。 4 消火器具が設けられていること。
	周囲	宗教的、伝 統的行事の 用に供する 部分を除く	裸火 危険物品	裸 火	1 位置 (1) 周囲及び上方の可燃物から安全な距離を確保できる位置とすること。 (2) 可燃物の転倒又は落下のおそれのない位置とすること。 (3) 易燃性の可燃物から水平距離で5メートル以上の距離を確保すること。（不燃材料等で有効に遮へいする等の措置を講じた場合は除く。） 2 措置 (1) 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。 (2) 使用者が、裸火の使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 (3) 裸火の使用場所は、一の承認範囲ごとに集中配置すること。 (4) 裸火の使用場所において、危険物を煮沸して食品加工を行うものは、不燃性の天蓋及びその排気筒が屋外に通じるように設けられていること。 (5) 消火器具が設けられていること。 3 範囲等 (1) 電気を熱源とする火気使用器具（内部に限る。） ア 器具の特性及び性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。 イ 電気配線は、関係法令に基づき適正に施工されていること。 (2) 気体燃料を使用する火気設備・器具（内部に限る。） ア 設備・器具の特性及び性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。 イ 燃料消費量は、総消費量が175キロワット毎時以下であること。 ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（燃料容器持ち込み型のものを除く。） (3) 固体燃料を使用する火気設備・器具 木炭、煉炭又は豆炭を使用する場合は、1日の消費量が、木炭で15キログラム、煉炭で10キログラム、豆炭で5キログラム以内であること。 (4) その他の裸火 ア 特性及び性能等が明確であること。 イ 使用量は、演技場又は演出上必要最

【第 27 条（喫煙等）】

					小限とすること。 ウ 燃焼に際し、引火又は着火のおそれのないものであること。 エ 燃焼に際し、火の粉又は余じんを発生しないものであること。
				危険物品	1 位置 (1) 避難上又は通行上支障のない位置とすること。 (2) 転倒又は落下のおそれのない位置とすること。 (3) 火気使用場所から水平距離で 5 メートル以上の距離を確保すること。 2 措置 (1) 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。 (2) 消火器具が設けられていること。 3 範囲等 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第 3 に定める数量の 10 分の 1 未満とする。 (2) 指定可燃物 可燃性固体類及び可燃性液体類で条例別表第 5 に定める数量の 10 分の 1 未満とする。 (3) 可燃性ガス 高圧ガス充てん容器の内容積 20 リットル未満に相当する量以下とする。

札幌市火災予防条例第27条の運用基準の解説

1 指定場所

(1) 指定場所に係る防火対象物の用途等の判定について

ア 指定場所に係る防火対象物の用途は、使用部分の実態用途に着目して判断することとし、必ずしも令別表第1に基づき判定された防火対象物の「項」によるものではないこと。したがって、例えば事務所ビルに存する映画館が「みなし従属」となり防火対象物全体を(15)項として取り扱っている場合でも、実態用途が映画館である限りは、当該部分を映画館として捉えること。

イ 百貨店等のように面積の規模により指定場所となりうるものについて、一の防火対象物内に当該用途部分が点在する場合には、当該用途部分の床面積の合計で判定すること。

ウ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店にあつては、各店舗の構えごとを一の指定場所とすること。

エ 自動車車庫又は駐車場にあつては、令第13条の規定により水噴霧消火設備等の設置が必要とされるものを指定場所とすること。

(2) 指定場所の時間的制約について

条例第27条では時間的な制約は規定されていないが、規制の趣旨から、原則として公開時間内又は営業時間内に限られるものと解されるが、過去の火災事例をみると、開店前の仕込み中又は閉店後の作業中においても火災が発生していることから、公開時間外又は営業時間外の時間帯についても条例第27条の規定に準じて指導すること。

2 指定場所の範囲

運用基準第3及び次に掲げる事項のほか、百貨店等の売場、百貨店等の通常顧客の利用する部分については、別表による。

(1) 舞台について

舞台とこれに通じる楽屋又は控え室については、通常は一体的に使用されていることから、舞台とこれらの部分が防火上有効に区画されていない場合については、延焼の危険性を考慮して舞台と一体をなすものとして取り扱うこととした。

なお、防火上有効に区画した場合とは、耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造られた壁で区画し、開口部に防火戸又は不燃材料で造られた戸が設けられている場合とした。

(2) 売場について

売場の範囲は、通常、顧客の集合する部分、すなわち商品の陳列販売部分、ショールーム又はサービス施設等とした。さらには、物品加工修理場については、通常は売場内の一部又は売場に隣接して設けられており、火気設備等を使用していることが多いことから延焼の危険性を考慮し、売場に含めることとした。

ただし、売場と物品加工修理場を壁等（内面の仕上げを不燃材料以上としたもの）により区分した場合において、当該物品加工修理場が次のアからエまでのいずれかの条件に適合する場合は売場に含めないこととした。

ア 開口部に防火戸等が設けられている場合

イ 火気設備等にその消火に適応する固定式の自動消火設備が有効に設置されている場合

ウ スプリンクラー設備が設置されており、開口部が当該売場に面する壁等の見付面積の概ね3分の1以下である場合

エ 天井から50センチメートル以上の垂れ壁（開口部の上部に設けられているもの）が設けられており、開口部が当該売場に面する壁等の見付面積の概ね3分の1以下である場合

(3) 通常顧客の利用する部分について

通常顧客の利用する部分の範囲は、売場以外の顧客が使用する部分である飲食店等、兼営事

業部分及び顧客の出入りする部分とした。ただし、売場と飲食店等又は兼営事業部分を壁等（内面の仕上げを不燃材料以上としたもの）により区分した場合において、当該飲食店等又は兼営事業部分が次のアからオまでのいずれかの条件に適合する場合は、通常顧客の利用する部分として捉えないこととした。

ア 開口部に防火戸等が設けられている場合

イ 火気設備等にその消火に適応する固定式の自動消火設備が有効に設置されている場合

ウ スプリンクラー設備が設置されており、開口部が売場に面する壁面の見付面積の概ね3分の1以下である場合

エ スプリンクラー設備が設置されており、開口部が火気設備等を使用している室等に面する壁面の見付面積の概ね3分の1以下である場合

オ 天井から50センチメートル以上の垂れ壁（開口部の上部に設けられているもの）が設けられており、開口部が当該売場に面する壁面の見付面積の概ね3分の1以下である場合

（4）通常顧客の利用する部分での喫煙について

通常顧客の利用する部分のうち、飲食店等及び兼営事業部分については、一の構えとしての独立性が強く、使用実態からみても階段、通路等と同様に喫煙を規制することが困難であることから、喫煙設備のある場所での喫煙を認めることとした。

（5）地下街及び準地下街の物品販売業を営む店舗及び地下道について

ア 地下街及び準地下街の物品販売業を営む店舗にあつては、当該店舗内の売場を指定場所とし、売場以外の部分は指定場所に含まないこととした。

イ 地下街及び準地下街の地下道にあつては、地上に通じる階段部分も指定場所に含むこととした。なお、地下道での喫煙にあつては、喫煙設備のある場所を指定場所から除くこととした。

（6）文化財に指定された建造物の内部又は周囲について

ア 文化財に指定された建造物の内部については、原則として全ての部分を指定場所とすることとした。ただし、居住部分又は管理の用に供する部分を指定場所から除外して差し支えないこととした。

また、「その他これらに類するものの用に供する部分」として国民の慣習によるところの伝統的行事又は宗教的行事が行われる部分、あるいは観光資源又は官公署の庁舎として活用されている部分等についてもその有効な活用を妨げないことが必要であることから、当該部分を指定場所から除外して差し支えないこととした。

イ 文化財に指定された建造物の周囲については、原則として当該建造物の敷地全域を指定場所としている。ただし、管理の主体又は周囲の状況等により必ずしも敷地全域を指定することが条例第27条の趣旨に沿わない場合が考えられる。したがって、敷地全域を指定することが社会通念上妥当性を欠く場合については、延焼の範囲を考慮して、当該建造物から10メートル以内（敷地以外の部分を除く。）の範囲とすることができることとした。

3 禁止行為の範囲

（1）裸火について

裸火については、可燃物に接炎した場合に瞬時に着火するおそれのある火として、酸化反応を伴う赤熱部又はこれにより発する炎が直接外部に露出している火又は電気を熱源とするもので、アーク、火花を発するもの又はニクロム線等が直接外部に露出しているものとした。したがって、ガス湯沸器又はポット式石油ストーブ等のように、炎が直接外部に露出していないもの又は次に掲げるものについては、裸火として扱わないこととした。

ア 採暖のために用いるストーブ等の火（寒冷地の特殊性を考慮した。）

イ トースター又はヘアドライヤー等のように発熱部が燃焼室、風道等に納められているもの（公的機関の検査を受けたものに限る。）

（2）危険物品について

危険物品とは、危険物、指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類、可燃性ガス又は火薬類とされているが、使用用途、量及び密閉状況の観点から、禁止行為として扱わない行為を示した。

ア 運用基準第 4（3）ア

以下のものが商品の例に該当する。

- （ア）化粧品等で危険物に該当する製品
- （イ）塗料等の指定可燃物に該当する製品
- （ウ）殺虫剤等のエアゾール製品
- （エ）ライター又はコンロ用カートリッジボンベ等の高圧ガス取締法の適用が除外される容器入り可燃性ガス製品

イ 運用基準第 4（3）イ

「従業員の監視」とは監視を専従とする従業員でなくとも、通常の従業員の目の届く範囲で使用されていれば、監視がされているものとして差し支えない。

ウ 運用基準第 4（3）ウ

アウトドア用品等の展示場での L P G ガスコンロやランタンとホワイトガソリンの展示のための持込み等が該当する。

なお、「商品等の容器に密閉」とは容器が転倒した際に内容物が流出等しないように、ふた、栓等がされているものとする。

エ 運用基準第 4（3）エ

燃料の種別に関係なく、禁止行為に含まれないものとする。

オ 運用基準第 4（3）オ

劇場の舞台裏で使用するクレーンの油圧機械部分の内蔵油が該当する。

カ 運用基準第 4（3）カ

商業施設の試食コーナーで、調理のために持ち込まれる動植物油が該当するが、揚げ物など使用量の多いものについては対象外とする。

キ 運用基準第 4（3）キ

エアゾール製品のほか、危険物に該当する洗浄剤の使用が該当するが、日常の清掃用であることに留意する。

ク 運用基準第 4（3）ク

手指消毒用アルコールのほか、什器等の消毒用のために使用するアルコールを含むものとするが、日常の衛生管理用であることに留意する。

ケ 運用基準第 4（3）ケ

クリスマスクラッカー、平玉、巻玉については、火薬類取締法施行規則第 1 条の 5 第 1 号へに規定する「爆発音を出すことを主とするもの」であることから、危険物品の持込みには該当しないものとする。

4 解除承認

（1）解除承認の基本について

禁止行為の解除承認は、火災予防上又は人命危険上の観点から、当該行為に代替方法がなく、社会的に妥当性があるなど真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、当該防火対象物の使用形態上必要最小限にとどめ、防火上支障ないと認められる場合に限り承認することとした。

（2）解除承認の条件について

ア 別表 A から別表 D までに掲げる解除承認の条件は、各指定場所での禁止行為ごとに設定したものである。

- （ア）喫煙

a 別表 A 及び別表 D

別表 A でいう幕類又は大道具類若しくは別表 D でいうじゅうたん等の敷物については、指定場所の実態から防災処理されていることを条件とした。

b 別表 B

階段室、エスカレーターの防火区画内又は避難口の周囲など避難上の支障となる部分以外の部分並びに危険物品又は可燃物等を取り扱う場所以外の場所とした。

(イ) 裸火の使用

a 別表 A

電気を熱源とする火気使用器具、気体燃料を使用する火気使用設備・器具及び固体燃料を使用する火気使用設備・器具の客席での使用は、避難の困難性を考慮して認めないこととした。

b 別表 B

火気使用場所と当該場所以外の部分とが不燃材料等で遮へいされていることを原則とするが、商品の受渡し等のために必要な開口部（周囲の状況又は火気使用場所等の実態により個別に判断）は認めることとした。なお、売場内の裸火にあつては、自動消火設備を付置した火気設備等については裸火規制の総量からは除くものとする。

(ウ) 危険物品の持込み

a 別表 A

火薬又は爆薬の消費については、火薬類取締法施行規則第 49 条に規定する無許可消費数量の範囲内とし、かつ、映画、テレビのスタジオ及び劇場、観覧場又は集会場の舞台に限り承認できることとした。また、煙霧発生器（スモークマシン等）については、煙霧発生剤として使用するものが、危険物第 1 石油類及び第 2 石油類に該当する場合については、屋内での使用は認めないこととした。

b 共通

液化石油ガスの充てん容器の持込みは、高压ガス関係法令の規定により屋内に置くことができる内容積 20 リットル未満又はこれに相当する量とした。また、危険物及び指定可燃物の持込みは、初期消火を考慮して、消防法令に規定する指定数量の 10 分の 1 未満とした。

イ 消防用設備等が関係法令等の技術上の基準に従って設置及び維持管理されているかどうかについては、消防用設備等点検結果報告書をもって判断して差し支えないものとする。

(3) 解除承認の範囲について

一の承認解除の範囲は、延焼防止上の観点から、それぞれの階を一の範囲とした。

ただし、地下街、連続式店舗及び飲食店等の各店舗又は防火区画が形成される構造の場所については、各店舗の独立性又は防火区画の安全性を考慮し、それぞれを一の範囲とした。

(4) 解除承認の期間について

営業上、裸火を使用することが不可欠なものの実態を考慮して、承認期間を最長 1 年とした。

(5) 解除承認の特例について

消防署長は、禁止行為を解除する場合に、予想しない特殊な構造若しくは設備を用いることにより火災予防上又は人命危険上支障がないと認められる場合又は特に必要があつてこの運用基準によって処理することが適切ではないと認められる場合（本市の商工業又は観光事業等の振興に大きく寄与する場合など）について、本運用基準により処理しがたい場合には、予防部長と協議のうえ、本運用基準の定めるところによらないことができることとした。

5 喫煙所の設置

(1) 設置場所について

避難口の周囲等又は階段室内等には、火災予防上又は避難上の障害を考慮して設けないこと

を原則とした。ただし、当該部分の構造、規模及び形態から支障のない場合については、特別避難階段を除き、認めることとした。

(2) 喫煙所の区画について

区画する場合の材料を難燃材料又は不燃性のものとした。なお、喫煙所を設ける場合は、施設管理者に対し火災予防対策及び健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の趣旨を十分説明し、努めて完全に区画するよう指導するものとする。

6 禁止場所の標識の設置

運用基準第11に定めるもののほか、標識の設置場所、標識数及び設置方法については、次によるものとする。

(1) 設置場所

指定場所の内部又は出入口に設置するものとし、百貨店のように建築物のほとんどが指定場所となるような場所については出入口に設置し、また、建築物の一部が指定場所となるような場合には当該指定場所内に設置するなど、その建築物の実態に応じた方法により設置できることとする。なお、「危険物品持込み厳禁」の標識にあっては、危険物品を指定場所内に持ち込もうとする者を規制する趣旨から、出入口に設置するものとする。

また、「喫煙所」の標識にあっては、喫煙所のある場所の見やすい箇所に設置するものとする。

(2) 標識数

条例第27条第2項の規定に基づき、原則として2以上の箇所に各々1枚設置するものとするが、建築物の規模、形態及び出入口の数によっては必ずしも2以上の箇所が適当ではない場合が予想されることから、建築物の実態に応じた数とすることができるものとする。

なお、喫煙所にあっては、喫煙所の数に対応する数とするものとする。

(3) 設置方法

原則として、規則第15条の規定による標識を設置するものとするが、文化財のような建造物の場合には、その景観を配慮した設置方法とすることができるものとする。

7 全面禁煙等の措置

(1) 消防署長が火災予防上必要と認める措置について

全面禁煙又は階禁煙とする場合の消防署長が火災予防上必要と認める措置は、利用者に禁煙であることを周知するための定期的な館内巡回及び館内放送とした。なお、関係者自らの創意工夫などにより実効性が認められるものについても、消防署長が火災予防上必要な措置として認めることができるものとした。

(2) 館内巡回及び館内放送による措置の頻度について

実効性を確保する観点から、防火対象物の関係者による防火管理業務として捉え、また、防火管理業務が適正に履行されることを前提としていることから、一律の基準を定めずに「定期的」とした。

したがって、具体的な頻度については、防火対象物の使用形態又は管理形態等の実態により消防署長が指導することとした。

8 全面禁煙等の標識の設置について

当該標識の設置箇所は、防火対象物の実態に応じた箇所に設置することとした。なお、既存の防火対象物で、既に第11に基づき設置されている「禁煙」の標識で全面禁煙が確保されると認められるものは、既存の標識で差し支えないこととした。

9 喫煙所の面積について

消防署長が喫煙所の面積の減少を認める場合の判断基準は、当該防火対象物の利用者層の属性又は各喫煙所の最大利用者数などを客観的に判断することとした。

10 全面禁煙等の届出について

全面禁煙等については、消防署長が火災予防上必要と認める措置を講ずることにより実現でき

ることから「届出行為」とし、措置内容が、防火対象物の関係者が励行する日常の防火管理業務の付加事項であることから、消防計画に措置等を記載し所轄消防署長に届出させることとした。

11 その他

（1）指導方法

平成4年9月1日現在、既に解除承認している既存の防火対象物のうち、売場及び通常顧客の利用する部分について、2（2）及び2（3）の基準に不適合となるものの解除承認の更新については、当分の間、消火器の増設等によって安全性を確保する等の方法により弾力的な取り扱いができることとした。

ただし、改修等の機会を据えて、随時、基準に適合させるよう指導するとともに売場と物品加工修理場又は通常顧客の利用する部分を区分する場合には、防火構造以上の壁等により区分するよう併せて指導するものとする。

（2）指定場所の明確化及び査察の効率化を図るため、次の事項に留意したうえ、図面等を整備して防火対象物個々の情報管理に努めること。

ア 百貨店等の売場から除かれる物品加工修理場及び通常顧客の利用する部分に該当しない飲食店等及び兼営事業部分については、除かれる理由を図面等に明記するとともに、色分け等をして売場及び通常顧客の利用する部分の範囲を明確にすること。

なお、レイアウトの変更等があった場合には、その都度最新の情報を把握しておくよう努めること。

イ 喫煙所の設置場所（劇場等の場合は面積を含む。）を明確にすること。

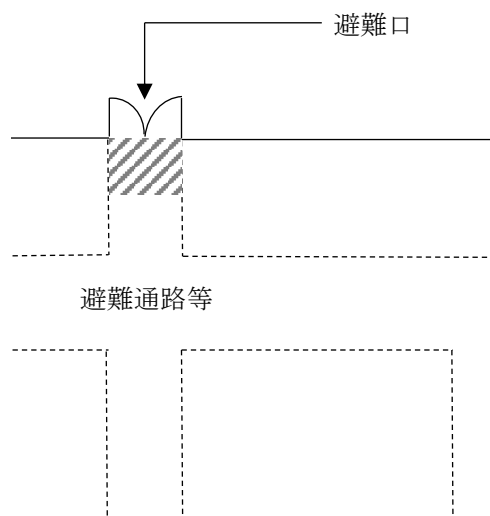
別表

指 定 場 所 の 範 囲

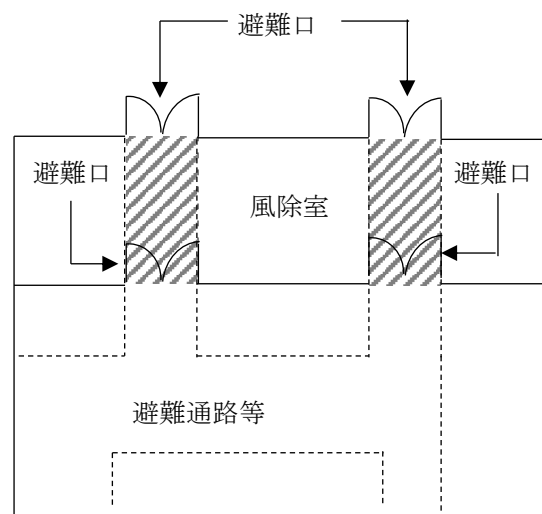
指定場所	指定場所に含まれる部分	摘 要
1 百貨店等の売場	(1) 物品販売部分	直接物品販売の用に供する部分及びショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分をいう。
	(2) 物品販売部分間の通路	物品販売部分の中に設けられた顧客のための通路をいい、販売部分でない場所を通るもの及び建築物と建築物を接続するための通路並びに公共地下道等は含まない。
	(3) ショールーム等	商品の展示又は実演の用に供される部分をいう。
	(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送承り所、店内案内所、その他の顧客に対するサービス施設をいう。
	(5) 物品加工修理場	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工修理場（食品等を販売するための直接必要な加工を行う場所を含む。）をいい、(1)から(4)までの部分に設けられるものに限る。
	(6) その他の部分	展覧会等の催物の用に供される場所
2 百貨店等の通常顧客の利用する部分	(1) 飲食店等	食堂、軽飲食コーナー、喫茶店、その他の飲食店等で顧客の利用する部分をいう。
	(2) 兼営事業部分	理容室、美容室、医療施設等の兼営事業部分で顧客の利用する部分をいう。
	(3) 顧客の出入りする部分	階段、エスカレーター、エレベーター、共用通路、その他顧客の出入りする部分をいう。

避難口の周囲の例図

例図 1

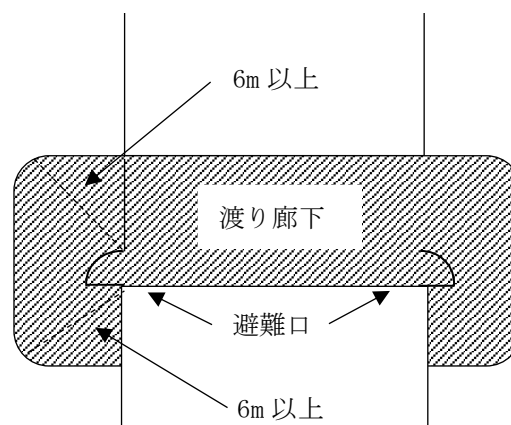
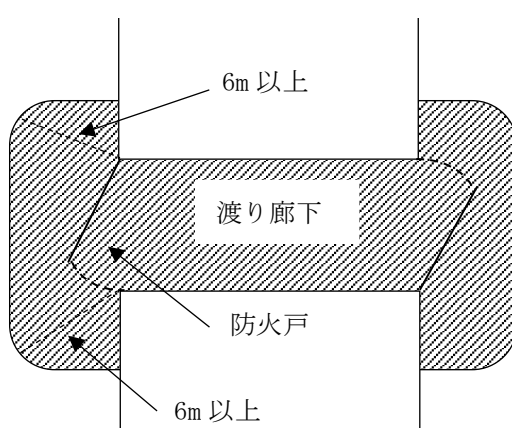


例図 2



（避難口の幅（斜線）以内の部分では喫煙させないこと。）

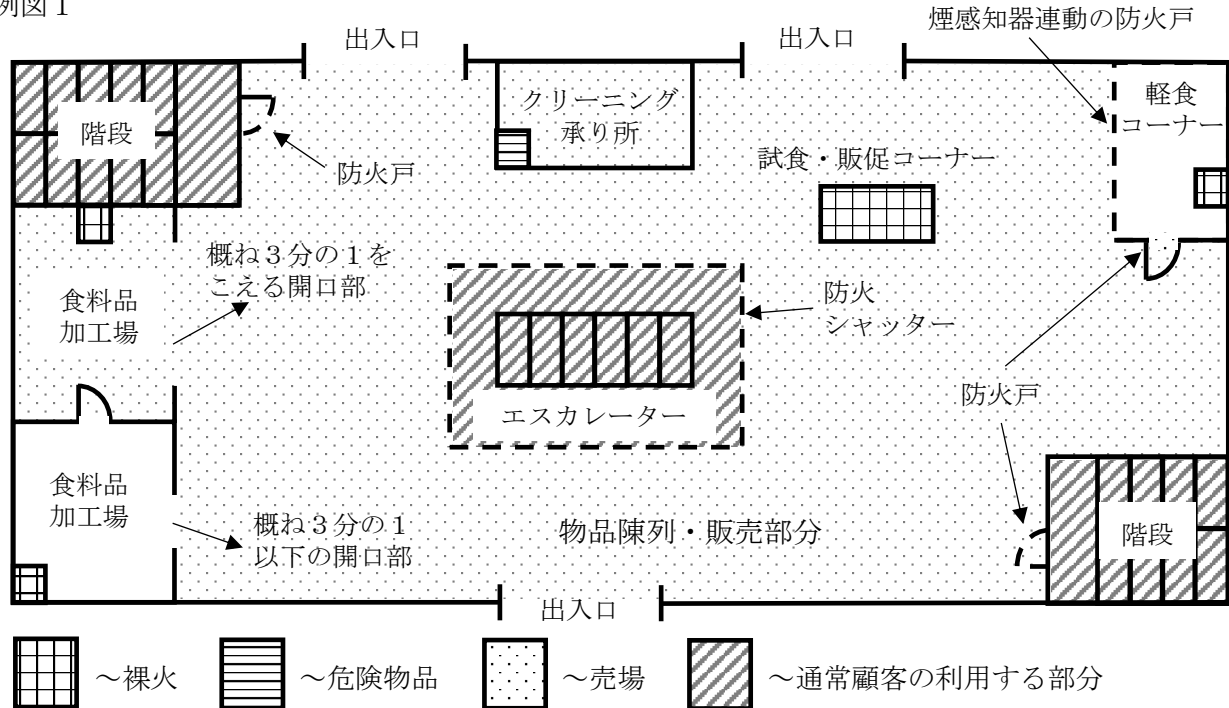
渡り廊下の場合の裸火の位置規制



（裸火の使用にあつては、渡り廊下から 6 m 以上（斜線）の距離を確保すること。）

売場の範囲

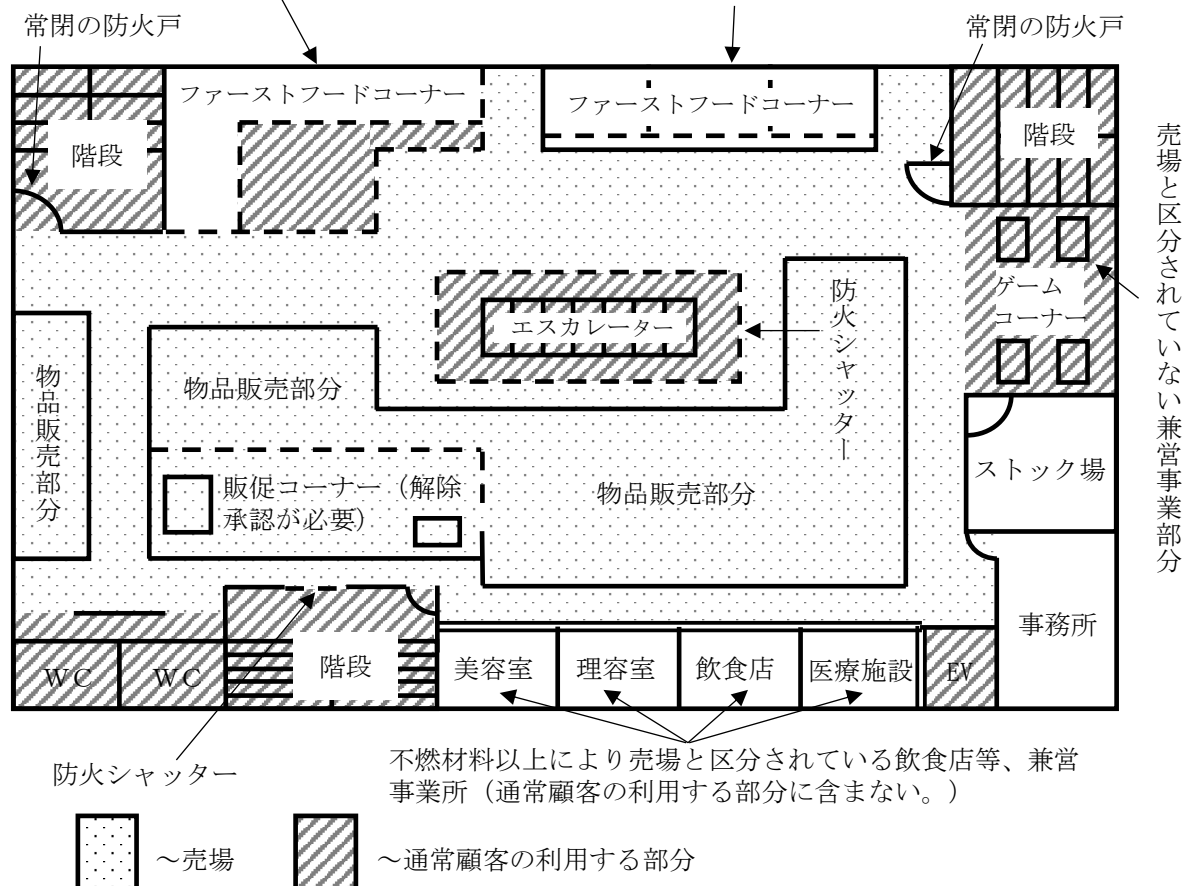
例図1



例図2

火気を使用している室のみが区分されている飲食店等
(飲食する部分は通常顧客が利用する部分に含む)

売場と区分されている飲食店等 (通常顧客の利用する部分に含まない)



12 消防庁では、たばこ火災が住宅火災における死者の発生原因の上位を占めている中、火を使用しない新たなたばこ（以下、本条【解説】において「加熱式たばこ」という。）の市場が急速に拡大しており、これらの火災発生危険を検証、整理するなどして、消防法令等の適用及び安全対策を整理するため、「加熱式たばこ等の安全対策検討会」を立ち上げ、平成31年3月、以下のとおり検討結果を取りまとめた。

- （1）加熱式たばこ3製品（IQOS 2.4PLUS、PloomTECH、glo）の火災発生危険及び安全装置等について確認したところ、様々な安全対策に取り組まれており、火災発生危険が紙巻たばこより低いことが判明したこと。
- （2）（1）のような安全対策に取り組まれた加熱式たばこが普及すれば、たばこ火災の低減に一定の効果があること。
- （3）一方、加熱式たばこに今後新たな製品や互換品の出現が想定されること等に鑑みれば、加熱式たばこの使用について、現時点で消防法や火災予防条例（例）で定める喫煙規制の対象外であると一律で判断することは困難であること。
- （4）危険物施設における火気規制については、火災発生危険のある製品が使用される危険性を排除できないこと、加熱式たばこが使用された場合に従来の紙巻たばこと見分けることができないこと等から、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において使用しない運用とすることが安全管理上適当であること。
- （5）今回の検討会の検討内容を踏まえた安全性を確認するための規格や基準などによって客観的な評価が行われることとなった際に、喫煙規制の適用について判断されることが望ましいと考えられること。

以上を踏まえ、札幌市では、本条に規定する「喫煙」については、加熱式たばこによる喫煙を含むものとしている。なお、加熱式たばこは、紙巻きたばこ、葉巻、パイプなどと同様、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）に規定するたばこ製品として該当するほか、「指定たばこ」として健康増進法（平成14年法律第103号）による規制対象となっている。

- 13 「電子たばこ」は、たばこ葉を使用せず、装置内又は専用カートリッジ内のリキッドを電気加熱させ、発生する蒸気を吸引する製品である。たばこ葉を使用しないため、たばこ事業法に規定するたばこ製品には該当しない。よって、電子たばこについては、本条に規定する「喫煙」には該当しない。
- 14 札幌市では、受動喫煙対策として、「葉たばこを原料としないいわゆる「電子たばこ」は規制対象外ですが、施設におけるルールとして使用を禁止するなどの対応が可能です。」となっている。また、電子たばこや先述の加熱式たばこによるとみられる火災が全国各地で発生している。これは、ごみ収集車による回収時に火災が発生する場合、選別施設やリサイクル工場で発煙、発火する場合等があり、ごみの分別には十分留意する必要がある。札幌市では、電子たばこ、加熱式たばこは、「燃やせないごみ」の日には有料の指定ごみ袋に入れて出すことになっている。